

事務連絡
令和元年8月28日

公益財団法人児童育成協会 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

幼児教育・保育の無償化に伴う企業主導型保育施設における
0歳から2歳児の住民税非課税世帯の確認について（通知）

子ども・子育て支援施策の推進につきましては、平素からご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

幼児教育・保育の無償化（以下「無償化」という。）に関する利用児童の保護者（以下「利用者」という。）に対するお知らせ等については、8月14日付事務連絡「企業主導型保育施設における無償化の対象児童及び対象児童の保護者に対するお知らせ等について（通知）」（以下「8月14日付事務連絡」という。）によりお示ししたところですが、8月14日付事務連絡のうち、0歳児から2歳児の住民税非課税世帯の確認についての補足を下記のとおりといたしますので、助成決定施設等へ周知をお願いいたします。

記

①0歳から2歳児の住民税非課税世帯において必要な手続きについて

0歳から2歳児については、住民税非課税世帯の児童であって、保育の必要性のある児童が無償化の対象となりますが、当該児童においては、企業主導型保育施設に対し、住民税非課税世帯であることを証明する書類の提出が必要となります。

なお、当該書類の提出は、住民税非課税世帯においてのみ必要な手続きであり、住民税が課税されている世帯においては不要となりますので、ご留意ください。

また、住民税非課税世帯に該当するかを把握していない利用者に対しては、利用者から勤務先の給与担当部局に確認する等により、住民税が課税されている

かについて確認できる場合がありますので、企業主導型保育施設において、適宜利用者にお知らせしていただくようお願いいたします。

②住民税非課税世帯であることを証明する書類について

8月14日付事務連絡において、住民税非課税世帯であることを証明する書類として、所得証明書の提出を求めるようお示しをしていたところですが、各市町村における税証明の証明事項に差異があることから、利用者に対し、「非課税であることを確認できる書類（※）」の取得を案内し、提出を依頼していただきますようお願いいたします。

※具体的な「非課税であることを確認できる書類」については、利用者の居住市町村の税務担当部局に確認していただくこととなります。

なお、8月14日付事務連絡においてお示しした利用者へのお知らせチラシの参考例について、別添のとおり一部修正をしておりますので、別添のチラシを活用していただくよう、お願いいたします。